

又ハ委員會デ決議シテ表彰スルコトガ出來ル

第卅五條 次ノ各項ニ該當シタ組合員ニ對シテハ大會又ハ委員會

デ除名又ハ組合員トシテノ權利ヲ停止スルコトガ出來ル

一、組合ノ規約又ハ決議ニ違反シタトキ

二、組合ノ統制ヲミダス行動ヲシタトキ

三、職務怠慢其ノ他組合員ノ名譽ヲ毀損スル行爲ヲシタトキ

附則

第卅六條 本規約ノ變更及ビ組合ノ解散、分離、合同、連盟ニ關

シテハ大會ノ決議ヲ必要トスル

第卅七條 本規約ハ昭和二十二年三月十一日より實施スル

〔注〕 丸善株式會社従業員組合規約

昭和二十二年三月十一日、部長以上を除く全従業員を以つて丸善株式會社従業員組合を結成、各支店・出張所に各々支部を置いた。

丸善労働組合規約

第一章 總則

（名稱）

第一条 この組合は丸善労働組合（以下組合という）と称す。

（所在）

第二条 組合は本部を東京都中央区日本橋通り三の三、内藤ビル内に置き、支部を札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、京都、大阪、神戸、岡山、広島、福岡に置く、姫路は神戸支部、長崎は福岡支部の分会とする。

（構成）

第三条 1 組合は丸善株式会社（以下会社という）並びに總會または中央委員會で認める関連会社の従業員のうち第七条に規定するもので組織する。

2 その他總會または中央委員會において加入を認めたものを含む。

（法人格）

第四条 組合は法人とする。

（目的）

第五条 組合は労働基本権を確保し、組合員の労働条件の改善向

上、共同福祉の増進、経済的社会的地位の向上を期し、会社運

営の民主化および企業発展に努めることを目的とする。

(事業)

第六条 組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1 労働協約の締結並びに改廃に関する事項

2 労働条件の維持改善に関する事項

3 会社経営の民主的発展に関する事項

4 組合員および家族の福利厚生に関する事項

5 組合員の教育啓蒙に関する事項

6 組合活動に必要な調査統計並びに研究に関する事項

7 機関紙の発行および情報宣伝活動に関する事項

8 同一目的をもつ他の団体との協力提携に関する事項

9 その他目的達成に必要な事項

第二章 組合員

(組合員の資格)

第七条 会社の従業員は次の者を除きすべて組合員とする。

1 課長以上および同等待遇者

2 人事および総務の労働担当責任者でその他労働協議会にお

いて決定したもの。

3 顧問および常勤者を除く嘱託

4 日々雇入れられた者

(加入)

第八条 組合に加入する者は申込書に加入金および組合費一カ月

分を添えて所屬支部へ申し出る。組合員としての資格は申込書

を受理した月の始めから発生する。

(脱退)

第九条 組合からの脱退は認めない。

(自然離脱)

第十条 組合員は第七条で定める資格を失ったときは自然離脱し

たものとする。既納の組合費は返却しないが組合に対する未済

の債務がある場合はすみやかに完済しなければならない。

(資格喪失)

第十一条 組合員は左の場合資格を失う。

1 退職

但し、組合において認めない会社の一方的解雇に際しては組

合員はその資格を保証される。

2 死亡

3 第七条に該当した場合

4 除名

(組合員の平等)

第十二条 組合員はいかなる場合でも人種、宗教、性別、身分、門地、年齢および政治的信条によって差別待遇を受けない。

(権利)

第十三条 組合員は次の権利をもつ。

- 1 組合によって獲得された権利、利益を公正に享受する権利
- 2 組合のすべての問題に参与する権利
- 3 組合規約の定める代議員および組合役員の選挙権と被選挙権
- 4 組合業務に支障のない限り組合に関する一切の書類の閲覧説明を求める権利
- 5 組合運営に関する報告を聞き、意見発表と批判討論の自由
- 6 その他規約に定める権利

(義務)

第十四条 組合員は次の義務を負う。

- 1 組合規約を守り組合の発展に協力する。
- 3 機関において決定された指令、指示および決議に従う。
- 3 会議に出席し決議に参加する。
- 4 組合費その他賦課金を納入する。

(表彰)

第十五条 組合員で組合のために功勞のあった者は執行委員会の審査を経て、その請求により總會または中央委員会の三分の二以上の決議により表彰される。表彰は表彰状または記念品をもつて行う。

(統制)

第十六条 組合員が次に掲げる行為のあったときは執行委員会の審査を受け、その請求による總會または中央委員会の三分の二以上の決議により処分を受ける。

- 1 規約および決議に違反したとき
 - 2 組合の名譽を汚したとき
 - 3 組合の統制を乱したとき
 - 4 その他組合の不利益と認められる行為をしたとき
- 処分は戒告、權利停止、解任、除名の四種とする。組合員は処分の提議、処分に対してあらゆる機関に出席の上、十分な弁明の機会を与えられる。

(救済)

第十七条 機関の決定による組合活動中の犠牲者には別に定める救済規定に従つて救済を受ける。

第三章 機関

(機関)

第十八条 組合に次の機関を置く。

1 総会

2 中央委員会

3 支部大会

4 執行委員会

5 支部委員会

第一節 総会

(地位と構成)

第十九条 総会は組合の最高決議機関であつて執行委員および代

議員をもつて構成する。

すべての機関は総会に対し責任を負う。

但し執行委員は決議権を持たない。

(開催)

第二十条 総会は定期総会と臨時総会とする。

定期総会は毎年一回九月に開催する。

臨時総会は次の場合開催する。

1 執行委員会が必要と認めた場合

2 中央委員会が必要と認めた場合

3 組合員の三分の一以上の要求があつた場合

4 会計監査が必要と認めた場合

(招集)

第二十一条 総会の招集は執行委員長が行う。その場合、原則として二週間前に日時、場所、目的、議案その他必要事項を各支部に送付し、全組合員に公示しなければならない。総会のための準備は執行委員会が当る。

(代議員の選出)

第二十二条 総会の代議員は全組合員の直接無記名投票により支部単位で原則として四十名に付一名の割合で選出する。

選挙規則は別に定める。定数については選挙管理委員会が決定する。

(委任禁止)

第二十三条 代議員が総会に出席できないときは他の者に委任できない。

(代議員の任期)

第二十四条 代議員の任期は一年とし、翌年の定期総会代議員決定前日迄とする。但し再選を妨げない。

代議員に欠員を生じたときにはその支部は補欠選挙を行う。この場合の任期は前任者の残存期間とする。

(議長)

第二十五条 総会に議長一名、副議長二名を置きその選出は議事

規則による。

議長は書記を指名して議事録を作成せしめる。

(附議事項)

第二十六条 総会の附議事項は次の通りとする。

- 1 規約および附属規則の制定並びに改廃
- 2 労働協約の締結並びに改廃
- 3 組合の活動方針並びに予算の決定
- 4 組合の経過報告並びに決算報告
- 5 組合役員の任免
- 6 他団体への加入脱退
- 7 組合員の賞罰
- 8 争議権の行使の決定に関する事項
- 9 支部単独の争議権の行使の決定に関する事項
- 10 その他重要事項の決定

(成立、決議)

第二十七条 総会は代議員の三分の二以上の出席により成立し決議は出席代議員数（議長を除く）の過半数で決し、可否同数の

ときは議長がこれを決める。

(議事方法)

第二十八条 総会の議事方法は別に定める議事規則による。

第二節 中央委員会

(地位と構成)

第二十九条 中央委員会は総会に次ぐ決議機関であって、執行委員および中央委員をもって構成する。但し、執行委員は決議権は持たない。

(開催)

第三十条 中央委員会は原則として年四回、三カ月に一回開催する。

次の場合には臨時に開催できる。

- 1 執行委員会が必要と認めた場合
- 2 中央委員の三分の一以上の要求があった場合

(招集)

第三十一条 中央委員会は執行委員長が招集し、その準備は執行委員が当る。

(中央委員の選出)

第三十二条 中央委員は全組合員の直接無記名投票により各支部単位で原則として八十名に一名の割合で選出する。選挙規則は別に定める。

(支部長の兼任)

第三十三条 前条の規定に拘らず東京支部においては支部三役、

他支部においては支部長が中央委員を兼ねる。

(委任制度)

第三十四条 支部長で中央委員を兼ねるものが中央委員会に出席出来ない時は支部三役にのみ委任出来る。他の中央委員の委任は認めない。

(中央委員の任期)

第三十五条 中央委員の任期は一年とし、毎年十月一日から翌年九月三十日までとする。

但し再選を妨げない。

中央委員に欠員を生じたとき、その支部は中央委員の補欠選挙を行う。この場合の中央委員の任期はその残存期間とする。

(議長、副議長)

第三十六条 中央委員会は議長、副議長各一名を置き議長は東京支部選出中央委員で支部三役以外の者から選出する。副議長は他支部選出中央委員で支部長兼任以外の者から選ぶ。

(附議事項)

第三十七条 中央委員会の附議事項は次の通りとする。

1 事業の中間報告

2 総会附議事項以外の重要議案

3 疑義を生じた規約の解釈

4 追加予算の決定

5 当面の活動方針

6 組合活動犠牲者救済規定の適用

7 争議権の行使の決定のため決議機関および方法の選定

8 支部単独の争議権の行使の決定の承認

9 組合員の賞罰

10 総会から附託された事項

11 支部単独での他団体への加入脱退の承認

12 その他重要な事項

(成立、決議)

第三十八条 中央委員会は中央委員の三分の二以上の出席により成立し、決議は出席中央委員数(議長を除く)の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを定める。

(議事方法)

第三十九条 中央委員会の議事方法については別に定める議事規則による。

第三節 支部大会

(支部大会)

第四十条 支部の決議機関として支部大会を置き支部委員、その支部選出中央委員および支部組合員で構成する。但し支部委員

は決議権を持たない。

(開催招集)

第四十一条 支部大会は次の場合開催し支部長が招集する。

- 1 支部委員会が必要と認めたとき
- 2 執行委員会の指令による場合
- 3 中央委員会の決議による場合
- 4 支部組合員の三分の一以上の要求があった場合
- 5 支部会計監査が必要と認めたとき

(議事)

第四十二条 支部大会に議長一名、副議長一名を置きその都度選出する。

(成立、決議)

第四十三条 支部大会は支部組合員の三分の二以上(委任状を含む)の出席により成立し、出席組合員の過半数で決する。可否同数のときは議長が決める。

但し、分会を持つ支部は分会の組合員数を除いた人数による。

(委任状)

第四十四条 支部大会に出席不可能の者は支部委員以外の者を代理として委任する事が出来る。

但し、一名に付き二名以上の委任を受ける事は出来ない。委任

状は決議権を認めない。

(附議事項)

第四十五条 支部大会の附議事項は次の通りとする。

- 1 総会提出附議事項の決議および総会決議事項の報告
- 2 執行委員会または中央委員会から附託された事項の決議
- 3 支部の活動方針
- 4 支部細則の制定改廃
- 5 支部の経過報告および決算報告
- 6 支部の予算案
- 7 支部委員の辞任の承認または否決
- 8 支部単独の争議権の行使の決定
- 9 支部単独の他団体への加入脱退
- 10 その他重要な事項

第四節 執行委員会

(構成と任務)

第四十六条 執行委員会は組合の最高執行機関であって、会計監査を除く組合役員で構成し次の業務を執行する。

- 1 各級の決議機関から与えられた事項の執行
- 2 総会ならびに中央委員会に提出する議案に関する事項
- 3 緊急事項の処理

但し、これに関しては次の総会または中央委員会の承認を得なければならない。

4 労働協議会の出席

5 書記の任免に関する事項

6 中央委員会開催不可能の場合の決議機関の選定

7 その他規約附属規則に定められた事項

(執行権の委譲)

第四十七条 執行委員会は支部独自の問題に関する支部委員会の要請に基づき、執行委員会の決定を経て支部委員会に執行権を委譲できる。

但し、支部委員会は本規約、総会、中央委員会の決議および執行委員会の決定に反しない職場単位での問題については、執行権の委譲を受けずに処理出来る。その場合は速かに執行委員会に報告し承認を受ける。

(招集と議長)

第四十八条 執行委員会は必要に応じて執行委員長が招集する。

但し、執行委員の三分の一以上の要求があった場合は随時に招集する。議長は執行委員長が務める。

(総辞職)

第四十九条 執行委員会は総会で次の決議をされた時に総辞職を

行う。

1 総辞職の申出の承認

2 不信任案の可決

3 信任案の否決

(成立と決定)

第五十条 執行委員会は執行委員の三分の二以上で成立し、決定はその過半数による。

但し、可否同数の時は議長がこれを決める。

(部局)

第五十一条 執行委員会はその任務遂行のため左の部局を置く。

1 書記局

執行業務のための計画立案、連絡調整、支部との連絡、必要書類の整備保存その他日常業務遂行のための事務処理。

2 渉外部

上部団体、地区労、友好団体等外部団体との連絡と協力を行う。

3 調査部

組合活動に必要な諸調査統計を行う。

4 情報宣伝部

組合の目的達成のために必要な情報宣伝

5 給与対策部

資金に関する調査と研究

6 財政部

組合資金の管理運用、会計簿の作成を行う。

7 機関紙編集委員会

機関紙の編集発行を行う。

8 組織部

組合活動に必要な組織上、法規上の問題の研究およびその対策

策

9 その他組合活動に必要な専門部

部長は執行委員が当り部員は組合員中から執行委員が選任する。必要な場合は組合員中から部長を任命することもある。その場合部長は必要に応じて執行委員会に出席し発言することが出来る。

(書記局)

第五十二条 書記局は書記長を責任者として書記その他で構成し、書記の任免は執行委員会が決定する。

書記局には組合員名簿、会計帳簿、組合活動など必要書類をととのえ組合員の要求があった場合は組合業務に支障のない限り何時でも公開するものとする。

第五節 支部委員会

(構成と任務)

第五十三条 支部委員会は支部の執行機関で支部委員をもって構成し次の業務を執行する。

なお支部委員以外の中央委員は支部委員会に参加し、その活動に協力する。

但し、支部委員以外の中央委員は支部委員会における決定権を持たない。

1 執行委員会の指令の実施および執行委員会から委譲された執行権の行使

2 総会および中央委員会から決議附託された事項の執行

3 個所労働協議会の出席

4 職場の緊急事項の処理

但し、執行委員会への早急の報告およびその事後承認を必要とする。

5 その他規約附属規則に定められた事項

6 その他の支部活動

(職場問題の処理)

第五十四条 第四十七条但書の定めにより支部委員会は職場単位の問題を処理出来る。

(執行委員会規定の準用)

第五十五条 第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条は支部委員会にも準用する。

(職場委員会)

第五十六条 支部に職場委員会を置く事が出来る。職場委員会は職種別ブロック選出の支部委員とそのブロックの単位職場選出職場委員で構成し、中央委員の参加を得て次の事を行う。

- 1 職場要求の処理
- 2 職場会議の開催
- 3 その他組合活動の推進

(支部連絡協議会)

第五十七条 支部委員会は中央委員会または執行委員会の承認を得て支部間の連繋の強化、経験の交流を計るため、他支部との間に支部連絡協議会を置く事が出来る。

(分会)

第五十八条 分会長は支部委員を兼ね、職場投票および分会における支部大会集計の結果を執行委員会および所属支部委員会に報告する。

第五十六条の規定は分会にも準用する。

第四章 全員投票

(職場投票)

第五十九条 職場投票は総会、中央委員または支部大会集計に代る決議方法で中央委員会、執行委員会、支部委員会の決議または決定に従って、全組合員が職場会議または単位職場で直接無記名投票により行う。その集計は執行委員会が行い、決議は特別の定めのない限りは総有効投票数の過半数による。なお支部独自の問題の決議方法として職場投票を行う事が出来る。その集計は支部委員会が行う。

(支部大会集計)

第六十条 支部大会集計は総会、中央委員会または執行委員会に代る決議または決定により支部大会において出席組合員の直接無記名投票により行う。

集計および決議は前条の規定に従う。

第五章 役員

第一節 組合役員

(役名と人員数)

第六十一条 組合に次の組合役員を置く。

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 執行委員長 | 一名 |
| 2 | 副執行委員長 | 一名 |
| 3 | 書記長 | 一名 |

4 執行委員 十一名(三役を含む)

5 会計監査 二名

(任期)

第六十二条 組合役員の任期は一年とし、毎月十月一日より翌年九月末日までとする。

但し、再選を妨げない。

(選出)

第六十三条 組合役員は全組合員または総会における代議員の直接無記名投票により選出される。

但し、前記役員は中央委員および代議員を兼ねることは出来ない。

選挙方法は別に定める選挙規則による。

(任務)

第六十四条 役員の任務は次の通りとする。

一、執行委員長は組合の業務を統轄し、組合を代表する。

二、副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故の場合はその任務を代行する。

三、書記長は原則として組合専従者となり執行委員長を補佐し、書記局を主宰して組合事務を統轄管理する。

四、執行委員は常に組合業務の執行に当る。

五、会計監査は随時および年度末に組合の会計監査を行いその結果を総会に報告する。会計監査は各級機関の会議に出席して意見を述べることが出来る。

(補充)

第六十五条 組合役員に欠員が生じた場合は補充選挙を行う。欠員の補充で就任した組合役員の任期は前任者の残存期間とする。補充役員の選挙方法は選挙規則の定めるところにより選挙管理委員会がこれを決定する。

(辞任)

第六十六条 組合役員は総会において出席代議員の直接無記名投票により決議されなければ辞任することが出来ない。

(解任)

第六十七条 組合役員は総会において出席代議員の四分の一以上または組合員の十分の一以上の連署を以ってその代表者から提出された組合役員解任の決議案が総会または全員投票で可決された場合に解任される。

但し、右に関する一切の業務は選挙管理委員会において行う。

第二節 支部委員

(役名と人員数)

第六十八条 支部に次の委員を置き任期は一年として毎年十月一

日より翌年九月末日までとする。

但し、再選は妨げない。

1 支部長 一名

2 副支部長 若干名

3 支部書記長 一名

4 支部委員 若干名（支部三役を含む）

5 支部会計監査 二名

（選出）

第六十九条 支部委員の内、支部三役はその支部を単位として、

その他の支部委員は職種別ブロックを単位としてその支部所属の組合員の直接無記名投票により選出される。その細目は別に定める選挙規則による。

（任務）

第七十条 一、支部長は支部の業務を統轄運営し、その支部を代表すると共に中央委員を兼任する。

二、副支部長は支部長を補佐し、支部長事故の場合はその任務を代行する。

三、支部書記長は支部長をたすけ支部書記局を主宰する。

四、支部委員は支部の業務を執行する。

五、支部会計監査は随時および年度末にその支部の会計監査を

行いその結果を支部大会および執行委員会に報告する。

支部会計監査は支部の各級機関の会議に出席して意見を述べることが出来る。

（役員規定の準用）

第七十一条 第六十五条、第六十六条、第六十七条の規定は支部委員にも準用する。

（職場委員）

第七十二条 職場委員は原則として単位職場で二十名に一名の割合で選出する。

但し、選出区分は各支部の実状に依じて定める。

職場委員の任期は一年とし、原則として辞任を認めない。但し、止むを得ざる場合は支部委員会の承認により補充選挙を行う、その任期については第六十五条の規定を準用する。

第六章 争議

（争議権の行使の決定）

第七十三条 争議権の行使は総会において出席代議員の直接無記名投票により投票総数の三分の二以上または組合員の直接無記名投票による三分の二以上の賛成を以って決定する。組合員の全員投票を職場投票によるか支部大会集計によるかは中央委員会または執行委員会が決議または決定する。

(支部単独の争議権の行使の決定)

第七十四条 支部単独の問題に付いての争議権の行使は支部大会において、出席組合員の直接無記名投票による投票総数の三分の二以上または組合員の直接無記名投票による三分の二以上の賛成を以て決定する。但し、総会または中央委員会の承認を得なければならぬ。

(闘争委員会の設置)

第七十五条 争議権の行使を決定した場合は中央に中央闘争委員会、支部に支部闘争実行委員会を設ける。

支部単独の争議権の行使を決定した場合は中央に中央闘争委員会、その支部に支部闘争実行委員会を設ける。

(中央闘争委員会の構成および権限)

第七十六条 (一) 中央闘争委員会は執行委員、中央委員および中央委員会の承認を得て執行委員長が任命した組合員をもって構成し、争議行為の開始、打ち切りおよび争議に関する一切の事項を決定し、中央闘争委員長の名で組合員に指令、指示を発し要求貫徹のためあらゆる適切な措置を構する。

(二) 第七十三条および七十四条による争議権の行使を決定した場合に執行委員会はその機能を一時停止し、必要に応じて中央闘争委員会が執行委員会の業務を代行する。

(三) 中央闘争委員長には執行委員長、副委員長には副執行委員長があたり、中央闘争委員長は最高責任者として中央闘争委員会を統轄しその議長となる。

(中央闘争委員会の成立、決議)

第七十七条 中央闘争委員会は構成員の三分の二以上の出席で成立し、決議は原則として全員一致とするが全員一致困難な場合または議長が必要と認めた場合は採決に附し、決議は三分の二以上の賛成を要する。

(常任中央闘争委員会)

第七十八条 中央闘争委員会はその決議により、必要がある場合は常任中央闘争委員会を置きその任務を附託することが出来る。常任中央闘争委員会は、中央闘争委員会の承認した中央闘争委員をもって構成する。

(支部闘争実行委員会)

第七十九条 支部闘争実行委員会は支部委員、支部選出中央委員および支部委員会の承認を受け支部長が任命した組合員で構成し、中央闘争委員会の指令、指示にもとづいてその具体化をはかりまたその範囲内で指令、指示を行う。

第七十六条、第三項および第七十七条の規定は支部闘争実行委員会にも準用する。

（闘争委員会の解散）

第八十条 中央闘争委員会および支部闘争実行委員会は争議が解決した時解散する。

第七章 財政

（収入）

第八十一条 組合の経費は加入金、組合費、事業収益金、寄附金、その他の収入をもってあてる。支部の経費は支部費、支部事業収益金、寄附金その他の収入をもってあてる。但し、寄附金品の受領は執行委員会の承認を要する。

（加入金、組合費）

第八十二条 組合の加入金は一人百円とし、組合に加入する時納入する。組合費は本給の二・二%十三〇円（定額）とし、その上限を一、〇三〇円とする。

但し、定額三〇円は組合活動犠牲者救済資金に当てる。

（組合費の徴収）

第八十三条 組合費は毎月および年二回一時金支給の際会社委託して徴収する。

但し、必要ある時は総会、中央委員会または中央闘争委員会の決議により臨時に賦課金を徴収することが出来る。

（組合費の納入）

第八十四条 支部は、加入金および組合費を原則として十五日以内に書記局に納入する。

但し、支部交付金をあらかじめ控除することが出来る。

（組合費の免除）

第八十五条 疾病その他の理由による休職中、会社より給与を支給されない組合員はその間組合費の納入を免除される。

但し、組合専従者を除く。

（会計）

第八十六条 組合の会計は一般会計および特別会計とし、一般会計は通常経費（上部団体費を含む）特別会計は闘争資金、組合活動犠牲者救済資金その他共済事業または福利事業のために特設した基金とする。

但し、特別会計は一般会計に流用できない。

（会計年度）

第八十七条 組合の会計年度は毎年十月一日より翌年九月三十日までとする。

（財産管理）

第八十八条 組合の財産管理は執行委員会または支部委員会が行い財産および収支の状況は毎月会計監査および支部会計監査の監査を受ける。

(會計報告)

第八十九条 組合の會計報告は會計年度間の全ての財源および使途、主要な寄附者の氏名および會計年度末現在の經理狀況を明示し、會計監査または職業的資格ある會計監査人による正確であることの証明書を添えて總會に報告し、承認を得なければならない。支部の會計報告は右に準ずる。

但し、執行委員會の承認を要する。

第八章 上部団体および他団体

(他団体への加入脱退)

第九十条 組合が他の労働組合またはその他の団体に加入、脱退する時は總會における出席代議員の直接無記名投票による三分の二以上の決議を必要とする。

但し、支部単独で他団体へ加入または脱退する時は中央委員會または執行委員會の承認を要する。

(他団体の機関の構成員)

第九十一条 組合が他の団体に對し、その機関の構成員を選出する時はその方法は執行委員會または支部委員會が決定する。

第九章 附則

(組合の解散または合併)

第九十二条 組合の解散または合併は總會における代議員の直接

無記名投票による四分の三以上または組全員の全員投票による四分の三以上の賛成による。

(支部の細則)

第九十三条 支部は支部大会の決議によって細則を定めることが出来る。

但し、この規約に違反する部分はすべて無効である。

(規約の改正と解釈)

第九十四条 規約の改正は總會において代議員の直接無記名投票による総代議員数の過半数の賛成によるか、組合員の全員投票による全組合員数の過半数の賛成による。

組合規約の解釈に関し疑義を生じた時は中央委員會の決議による。

(実施)

第九十五条 この規約は附屬する諸規則と共に昭和三十三年九月二十九日制定即日実施する。

丸善労働組合選挙規則

第一章 總則

(規則の根拠)

第一条 この規則は組合規約第二二条、第三二条、第六三条、第

六五条、第六七条、第七一条、第七二条の規定による。

(目的)

第二条 この規則は組合規約に定める役員、支部委員、中央委員および代議員等の選挙について設ける。

(選挙の原則)

第三条 選挙は原則として立候補制とし、選挙人の直接無記名投票とする。

(選挙権および被選挙権)

第四条 組合員名簿に登録された組合員は選挙権、被選挙権を有する。

但し、権利停止の処罰を受け、選挙権および被選挙権を停止中の組合員はこの限りでない。

(規則の解明)

第五条 この規則の疑義解明は中央選挙管理委員会でおこなう。

(選挙管理)

第六条 選挙に関する事務は全て選挙管理委員会がおこなう。

第二章 選挙管理委員会

(構成)

第七条 選挙管理委員会の構成は原則として次の通りとし、書記

長がその委員長となる。

一、中央選挙管理委員会

1 書記長

2 執行委員会の推薦によるもの若干名

二、支部選挙管理委員会

1 支部書記長

2 支部委員会の推薦によるもの若干名

(任務)

第八条 選挙管理委員会は左の事をおこなう。

1 選挙の公示

2 立候補者の受付と発表

3 投票および開票の管理

4 立会人の委託

5 当落の確認と発表

6 違反行為のあったときの当落の判定

7 役員解任に関する業務

8 記録の作成

9 その他選挙に必要な事項

(中央選挙管理委員会)

第九条 中央選挙管理委員会は代議員、組合役員および中央委員

の選挙の管理をする。

(支部選挙管理委員会)

第十条 支部選挙管理委員会は中央選挙管理委員会の指示をうけて、代議員、組合役員および中央委員の選挙業務をおこない支部委員の選挙を管理する。

支部選挙管理委員会は選挙の結果を中央選挙管理委員会または書記長に報告し、中央選挙管理委員会または書記長はこれをつりまとして発表する。

(管理委員の辞任)

第十一条 選挙管理委員が組合役員、支部委員、中央委員および代議員の候補者になった場合はその選挙の管理委員をやめなければならぬ。

第三章 選挙管理

(選挙公示)

第十二条 選挙公示は立候補受付開始日の三日前までとし、選挙の種別および定数、立候補の受付期間、投票の期日、方法その他必要な事項を記載して公表する。

(立候補)

第十三条 立候補するものは本人または責任者に依って選挙管理委員会の定めた期日までに選挙管理委員会へ届出る。

選挙管理委員会は受理と同時に発表しなければならない。

(投票)

第十四条 投票は選挙管理委員会の定めた時間と場所でおこなう。支部委員以外の選挙のときは中央選挙管理委員会の定める投票用紙を使用する。

(委託投票の禁止)

第十五条 組合員は投票に際して他人に委託することができない。

(不在投票)

第十六条 投票期間中不在のものはその旨を支部選挙管理委員会に申出て立候補の締切日から投票の前日までに投票する事ができる。

(開票)

第十七条 開票は選挙管理委員会が委託した立会人の立会のもとに投票終了後、速かに選挙管理委員会が行い全票集計後結果を直ちに発表し、その投票用紙を六カ月間保管しなければならない。

(無効投票)

第十八条 次の投票は無効とする。

- 一、正規の投票用紙をもちいなかったもの。
- 二、候補者のだれであるか確認しがたいもの。

三、候補者以外の者の氏名を記載したもの。

四、定員数以上を記載したもの。但し、制限連記制において制限連記数をこえて記入してある場合は始めから制限数までを有効とする。

五、同一人の氏名を連記したもの。但し、一票は有効とする。

六、その他選挙管理委員会が無効と認めたもの。

(同一票の按分)

第十九条 候補者中に同姓または同名があり、姓または名のみ記入され何れとも判断がつかぬものは当該候補者の得票数に比例して按分する。

(当選)

第二十条 当選決定は次による。

一、得票数の最も多いものから順次決める。

二、得票数の同じ者については決選投票をおこなう。

(規定得票数)

第二十一条 規定得票数は総有効投票数の十分の一以上とする。

これに充たない場合は前条の規定に拘らず選挙管理委員会の定めるところにより再選挙または決選投票をおこなう。

(無投票当選)

第二十二条 候補者数が定員数に等しい場合および定員数に充た

なかった場合は無投票当選とする。

(補充選挙)

第二十三条 候補者数が定員数に充たなかったときまたはその他の理由で欠員が生じた時は速かに補充選挙をおこなう。その方法は前条までの関係各条の規定を準用する。

第四章 役員およびその他の選挙

(組合役員)

第二十四条 組合員の選挙は次の方法でおこなう。

一、執行委員長 単記投票

二、副執行委員長 単記投票

三、書記長 単記投票

四、執行委員 四名連記投票

五、会計監査 二名連記投票

(支部委員)

第二十五条 支部委員の選挙は次の方法および順序でおこなう。

一、支部長 単記投票

二、副支部長 単記投票

三、書記長 単記投票

四、支部委員（分会長を含む） 単記投票

但し、選出ブロックについては支部選挙管理委員会が実状に

応じて定める。

(代議員)

第二十六条 代議員の選挙は次の方法で行う。

一、定数は中央選挙管理委員会が決定する。

二、投票は原則として、次の通りとしその支部の実状に応じて支部選挙管理委員会が決定する。

定数一名

単記投票

// 二名以上四名

二名連記投票

// 五名以上十名

三名連記投票

// 十名以上

五名連記投票

(中央委員)

第二十七条 中央委員の定数および選挙は次の方法でおこなう。

一、東京支部

九名

名古屋支部、大阪支部、福岡支部

二名

その他の支部

一名

但し、中央選挙管理委員会は改選期にあたり組合員数の変化に伴い定数を変更することがある。

二、東京支部の三役および他支部の支部長の兼任する中央委員の選挙は行わず無投票当選とする。

三、支部委員以外の中央委員の選挙は次の方法でおこなう。

定数一名

単記投票

// 六名

三名連記投票

(職場委員)

第二十八条 職場委員の選挙方法は原則として立候補制とし、支部選挙管理委員会が実状に応じて定める。

第五章 附則

(細目)

第二十九条 この規定で定めていない事は中央選挙管理委員会または支部選挙管理委員会が決定する。

(改廃)

第三十条 この規則の改廃は総会でおこなう。

(実施)

第三十一条 この規則は昭和三十三年九月二十九日制定、即日実施する。

以上

[注] 丸善労働組合規約

昭和三十三年九月従来の従業員組合を廃し、丸善労働組合を結成。末尾に「丸善労働組合選挙規則」を併載。